

墨田区特別養護老人ホームたちばなホーム及び墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について

1 指定する施設

墨田区特別養護老人ホームたちばなホーム及び
墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンター
東京都墨田区立花三丁目10番1号（墨田区特別養護老人ホームたちばなホーム）
東京都墨田区立花三丁目2番9号（墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンター）

2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者の概要

名称 社会福祉法人 賛育会
所在地 東京都墨田区太平三丁目17番8号
代表者 理事長 小堀 洋志

(1) 沿革：昭和27年5月 社会福祉法人設立

(2) 事業の実績（自治体からの受託運営）

ア 本区での実績

平成4年4月～ 墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム及び
墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンター運営受託
平成9年2月～ 墨田区特別養護老人ホームたちばなホーム及び
墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンター運営受託
平成18年4月～ 墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム及び
墨田区はなみずき高齢者在宅サービスセンター指定管理者
墨田区特別養護老人ホームたちばなホーム及び
墨田区たちばな高齢者在宅サービスセンター指定管理者

イ 他自治体からの受託運営
なし

4 選定経過及び選定理由

(1) 募集等について

ア 募集期間 平成27年7月1日～平成27年7月27日
イ 周知方法 区のお知らせ及び区のホームページに掲載
ウ 応募事業者数 当該事業者のみ

(2) 選定作業

主管部検討部会で一次審査（書類審査）及び二次審査（プレゼンテーション）を実施し、評価基準の評価に基づき、当該事業者を選定委員会に推薦した。
平成27年8月24日開催の墨田区指定管理者選定委員会において、指定管理者（候補者）として適当であると判断し選定した。

(3) 選定理由

選定した事業者は、審査結果のとおり、利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3つの項目ごとの審査の合計点において、高得点であった。

以上のことから、本事業者は「特別養護老人ホームたちばなホーム・たちばな高齢者在宅サービスセンター」の設置目的に合致するとともに、着実な事業運営が期待できるため、指

定管理者の候補者として適格であると判断し、上記事業者を指定管理者の候補者として選定した。

5 業務計画の要点

(1) 管理運営の方針

- ア 特別養護老人ホームについては、小規模施設であることを利点とし家庭的な生活環境づくり、清潔で丁寧な対応、根拠に基づいた質の高いサービス提供により、施設利用を心待ちにされていた入所者、家族が満足してサービスを利用していただけようサービスの質の向上にさらに取り組んでいくこととしている。
- イ 高齢者在宅サービスセンターについては、利用者の生活機能の向上、「活動と参加」のニーズ実現のためリハビリテーションや認知症高齢者のための専門的サービスの提供を推進し、特別養護老人ホームに併設する施設として、多様な専門職の支援を受け、重度ケアを必要とする方の受入れにも積極的な取組を行うこととしている。

(2) 主な提案

- ア 利用者サービスの向上に関する提案
 - 認知症ケア向上のため、職員の認知症ケア専門士等の資格取得を推進するとともに、民間の通所介護事業所での受入れが困難な重度徘徊や若年性認知症の方等を積極的に受け入れる。
 - 施設を利用し、認知症サポーター養成講座の推進を図る。
- イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案
 - 地域福祉の担い手育成のため、同法人の区内3施設(はなみずきホーム・たちばなホーム・東京清風園)協働で実施している介護職員初任者研修を、平成27年度以降も継続して実施する。
 - 外国人に対する日本語教室の支援や技能実習を継続して実施し、法人自ら介護人材を確保できる体制を構築している。
- ウ 事業計画の遂行能力に関する提案
 - 事故発生後の対応として、法人内での事故の共有による事故抑止体制の強化を図る。
 - 特に、重大事故は法人と施設が連携し適切な対応を行える体制を確保している。

審 査 結 果

審査項目ごとの合計点による審査

9名の委員の採点の合計点によって審査を行った。

評価項目・細目及び配点	社会福祉法人 賛育会
1 利用者サービスの向上 (35点×9人=315点)	
(1)利用者にとって平等に利用できる環境が整えられているか (2)施設の設置目的を達成するための事業計画となっているか (3)利用者サービスの向上につながる独自の提案があり、実現が可能か (4)利用者の要望・意見等を聞くための手段と業務改善の取り組みがあるか (5)認知症ケア、総合事業等の新規事業を実施するための積極的な取り組みがあるか	206点
2 効率的・効果的な施設の運営 (31点×9人=279点)	
(1)施設の設置目的を踏まえた管理・運営方針となっているか (2)施設の維持管理経費を節減するための積極的な取り組みがあるか (3)提案額は、事業計画を実現するための適正な額となっているか (4)区民の雇用や区内企業の活用を図る取り組みがあるか (5)利用者の増加策や施設稼働率(利用率)向上への取り組みは効果的か	219点
3 事業計画の遂行能力 (34点×9人=306点)	
(1)経営状況及び財政基盤は安定しているか (2)職員構成・職員数及び組織の管理・運営体制は適切か (3)管理責任者及び職員の資格や経験は適切であり、職員のスキルアップに向けた取り組みは十分か (4)個人情報保護の徹底及び積極的な情報公開を行う計画となっているか (5)災害その他緊急時の危機管理体制及び苦情処理体制は明確か (6)同種事業に関する他の自治体での実績の有無、本区での実績の有無	244点
合計点 (100点×9人=900点)	669点